

## 第9回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年3月9日(金) 午前9時30分から午前11時30分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員(7名)

会 長	古賀 正廣
3番委員	大佐古 初江
4番委員	馬場 幸男
5番委員	内野 和幸
6番委員	鳥越 孝広
7番委員	石橋 祐一
8番委員	大坪 麻以佳
4. 欠席委員(2名)

2番委員	中島 元彦
9番委員	藤原 優子
5. 議事日程

審議事項	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号	農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)の意見について
報告事項	
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号	農地法18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法18条の規定による許可申請について
報告第4号	非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	中島 恭子
職 員	佐田 伸一

議長            それでは定足数に達しておりますので、第9回農業委員会総会を開催いたします。

                  大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

各委員        はい。

議長            それでは、3番委員、4番委員にお願いいたします。

両委員        はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思います。

各委員        はい。

議長            では、早速、議事に入ります。

### ● 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長            議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきましては、2件の申請がございます。

                  なお、1番案件については、7番委員に関する事でございます。農業委員会法第31条において「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と規定されておりますので、その節は退席をお願いいたします。

                  それではまず、2番案件から事務局の説明をお願いします。

事務局        はい。(資料読み上げ)

                  いずれも3条調書の各項目には該当せず、許可基準を満たしており問題ないと思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長            ただいま説明がありました2番案件について、地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。この案件は、6番委員の担当ですのでご意見ををお願いします。

6番委員      この場所は大きな駐車場の側にあり、息子さんが引き継いで農業をされていますので、問題ないと思います。

議長 以上で説明を終わり、審議に入ります。  
2番案件に対しまして、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。  
(質疑なし)

議長 ないようですので質疑を終わり、採決に入ります。  
2番案件を承認される方の挙手をお願いします。  
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。全員賛成で許可することに決定します。

議長 それでは、1番案件に入りますので、7番委員は退席をお願いします。  
— 7番委員退席 —

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
いずれも3条調書の各項目には該当せず、許可基準を満たしており問題ないと思われ  
ます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、説明がありました1番案件について、私から質問ですが、この方は  
農業を辞められるようですが、離農する方には補助金制度があったと思いますが、  
この場所が市街化区域だから該当しないのですか。そのことについて、説明をお  
願いします。

事務局 離農される場合は、中間管理機構への貸出しが前提で補助金がございますが、  
中間管理機構自体が市街化地域の農地は受け入れないこととなっておりますので、  
補助金適用はございません。

議長 では、地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。この案件は、9番委員の  
担当ですが、本日欠席されておられますので、事務局よりお願いします。

事務局 はい。この案件について9番委員から事前に電話報告を頂いております。  
この方は、若手の担い手で認定農業者でもあり問題ないとのことでございます。

議長 以上で説明を終わり、審議に入ります。  
1番案件に対しまして、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

5番委員 この案件は、所有権の移転が伴わなければ、農業委員は退席しなくてもよかつ  
たのではないのでしょうか。

事務局　　これについては、「その議事に参与できない」ことになっており、議論自体に関わることができないとなっておりますので、退席していただいております。分かり易く言いますと、審議案件は退席していただき、報告事項の場合は退席しなくてもよいということです。

議長　　他に、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

4 番委員　この案件の、賃借料について答えられる範囲で教えてください。

事務局　　この案件は、使用貸借と言いまして無料の設定であります。有料の場合は、賃借権という表現になります。

議長　　他に、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。  
(質疑なし)

議長　　質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  
1 番案件について、賛成される方の挙手をお願いします。  
(全員賛成)

議長　　ありがとうございます。全員賛成で 1 番案件は許可することにいたします。  
これで議案第 1 号は、全て許可することにいたします。

議長　　それでは、7 番委員の入室をお願いします。  
— 7 番委員入室 —

議長　　7 番委員に関する 1 番案件は、許可することになりました。  
続きまして、議案第 2 号に移ります。

#### ● 議案第 2 号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長　　議案第 2 号、大牟田市農用地利用集積計画の決定については、8 件の申請がっております。議案内容について、事務局の説明をお願いします。

事務局　　はい。(資料読み上げ)  
いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議の程、お願いいたします。

議長 　ただいま、事務局から議案第2号の説明がありました。これより審議に入ります。この案件に対しまして、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

（質疑なし）

議長 　質問がないようですので、議案第2号について一括して採決したいと思います。承認される方の挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長 　ありがとうございます。全員賛成で議案第2号は許可することにいたします。

議長 　それでは、続きまして

### ● 議案第3号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）の意見について

議長 　議案第3号、農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものです。事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい。（資料読み上げ）

　なお、配分計画借手一覧の3番につきましては、新規就農予定者の案件でございますので、営農計画書等をご覧ください。（資料読み上げ）

　以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、説明がありました計画案について、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

4番委員 　農事組合法人は、いろいろな取組みをしてありますが、このケースは、中間管理機構に貸す前に、農事組合法人が借りた土地を、〇〇さんに貸しているということですか。

事務局 　農事組合法人の中の一部の農地を、新規就農の方に提供するということについては、法人の中できちんと整理されているので、貸すこと自体は問題ないと思います。しかし、詳細な経過を含め確認するため、調べる時間をいただきたいと思っています。

　資料中の転貸の記載については、事前協議での確認漏れでございます。

議長 この資料の備考欄中に、「転貸」という言葉が入っておりますが、農地法上この言葉はありません。これについては修正していただかないといけませんので、資料作成が農業委員会事務局でないのであれば、担当部署に正式に修正していただかなければ、この配分計画自体を審議することはできません。担当部署に確認してください。

事務局 別紙資料については、市農林水産課が提出したものをそのまま利用しております。至急、担当部署へ確認を行います。

議長 では、この計画案を作成した経過なども含めて調査していただくため、ただいまから10分間の休憩をとります。

(休憩 10:30～10:40)

議長 ただいまより、再開いたします。  
議案第3号につきましては、まだ調査中ですので、分かり次第審議することといたします。  
それでは、先に報告事項へ移ります。

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規程による届出について
- 報告第2号 農地法18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 農地法18条の規定による許可申請について
- 報告第4号 非農地証明について

議長 事務局より、報告第1号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 ただいま事務局より説明がありました。  
まず、報告第1号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

5番委員 ○○さんの件ですが、かなり大規模な埋め立てですので、排水路が確保されるか、用水路に土砂が入らないようにしていただけるのか心配です。周辺の農地に被害が及ばないように、確約書という形で文書をいただくということはできないのでしょうか。

7番委員 この地域は、水路自体が存在しない土地のため、お願いして通してもらえないといけない状況ですので、書面での確約は無理だと思います。

議長            お願いする立場なので、文書でのやり取りはどうかと思います。この地域に精通した農業委員と、最適化推進委員の協力で解決するしかないのではないのでしょうか。それから、地元との調整はどのようになっているのですか。

事務局            この案件は、かなり前から相談があっておりまして、業者としては地元と良好に進めるため、事前に農業委員や地権者に直接相談した上で、手続きをされて届出されました。しかし、届出申請書の内容では、かなり埋め立てられることが分かっていたため、周辺農地への影響が出ないように、水路の設置や農道の整備等の相談をしていただくよう、業者には説明してきたところです。

議長            他に皆さんからご質問、ご意見はございませんか。  
(質疑なし)

議長            質問がないようですので、報告第1号を終ります。続きまして、報告第2号についての説明をお願いします。

事務局            はい。(資料読み上げ)

議長            ただいま事務局より説明がありました。  
報告第2号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。  
(質疑なし)

議長            質問がないようですので、報告第2号を終ります。  
続きまして、報告第3号について、説明をお願いします。

事務局            はい。(資料読み上げ)

議長            ただいま事務局より説明がありました。  
報告第3号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。  
(質疑なし)

議長            質問がないようですので、報告第3号を終ります。  
続きまして、報告第4号について、説明をお願いします。

事務局            はい。(資料読み上げ)

議長            ただいま事務局より説明がありました。  
報告第4号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第4号を終わります。  
以上をもちまして、報告第1号から第4号を終わります。

議長 続きまして、議案第3号に戻ります。  
調査結果について事務局より説明をお願いします。

事務局 先ほどの案件の土地につきましては、平成27年11月から、地主の申し出により、中間管理機構を通し法人□□に貸し出しをされておられます。その後、平成30年6月から〇〇に貸し付けをするため、法人□□での解約の申し出をされ、中間管理機構の配分計画の中で、〇〇に貸し出すとの計画を出されたところです。  
また、「転貸」につきましては、一度解約の手続きをされ、新たに配分計画の中で〇〇に配分するようになっており、「転貸」ではなく、正式な手続きをされているものです。

議長 この計画案の資料の中にある「転貸」の表記の削除について、担当課の了解は取れたのですか。

事務局 はい。農林水産課農業振興担当主査から記載誤りであり、削除の了解をいただきました。

議長 ただいま事務局より説明がありました。皆さんから了解をいただければ、総会資料の「法人〇〇からの転貸」の表記を削除していただきたいと思います。

各委員 はい。

議長 それでは、資料中の「法人〇〇からの転貸」については、削除とします。  
では、改めまして、農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について、審議していただきたいと思います。

議長 皆さんから、このことについて何かご質問、ご意見はありませんか。  
(質疑なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。  
議案第3号について、承認される方の挙手をお願いします。  
(全員賛成)

